

受 理 番 号	陳情第31号
件 名	広島市教育委員会による文化的平和の実践について
要 旨	<p>広島市教育委員会の責任ある立場の行政官から、市政に対する市民からの信用を失墜させるような発言や判断が相次いで聞かれる。以下に事例を記述するが、これらは耳を疑うことばかりである。彼らはそれぞれの立場から責任を持って発言しているが、非常に大きな問題である点は、これが個人的な考えではなく、組織としての判断であることにある。</p> <p>これらの判断は、広島市が推進しようとしている「文化的平和」の理念を全く理解していないものであり、場合によっては暴力を容認する判断が含まれている。組織的な文化的暴力の行使は、市民に対する明らかな信用失墜行為であり、公務員としては法に触れるおそれがある行為として、また、過去の過ちを乗り越えようとするヒロシマに生きる人間としては恥ずべき行為であることを認識すべきである。</p> <p>市民が安心して生活を送ることを保証するのは、行政官として当たり前のことである。広島市教育委員会が市民の生命をないがしろにし、欺まんによってそこにある問題と向き合おうとしないことは、市政の信用を失墜させるだけでなく、今と未来に生きる広島市民を人間不信の渦に巻き込むことにほかならない。</p> <p>また、「き弁をしない、させない、許さない」という姿勢を、広島市議会を始めとした行政の文化に浸透させてほしい。現状のようなき弁が議会や行政判断でまん延しては、ヒロシマから出される平和メッセージについても、信頼が得られないだけでなく、疑いや不信の目が向けられることにつながる。</p> <p>広島市で進められる教育委員会による実践が、文化的平和なものになるとともに信頼を得られるものになるよう、下記の事項を陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 文化的平和についての知識や教養を、責任ある立場の行政官がきちんと学び、実践できるようにすること。特に、組織としての判断が他者からどのように映るか、暴力性を帯びたものになって</p>

はないか、自己批判できるようにすること。

- 2 組織として責任ある役職に就く者は、少なくとも義務教育卒業程度の知識と教養、言語能力、道徳性を身に付けていること。特に、道義的責任を担う勇気のない者は、責任ある役職に就くべきではない。

事例

- 1 令和6年6月25日第2回6月定例会（抜粋）

【教育長の、教員の長時間労働に対する実態把握の要望に対するき弁】

市議「学校改革に踏み出すことを求めます。すなわち、在校等時間にカウントされていない『持ち帰り仕事』、『休日出勤』を含めた長時間労働の実態を、直接面談などの聞き取りも行いながら把握すること。」

教育長「いわゆる教員の『持ち帰り』については、国が示した指針において、『業務の持ち帰りは行わないことが原則である』とされており、このことは校長会等を通し指導も行っていることから、これまでそれに関する調査を行っておりません。また、『休日出勤』については、在校等時間管理システムに入力することになっており、正しく処理するよう校長会等を通し指導していることから、適切に入力されているものと考えております。」

※ ちなみに、広島市教育委員会は令和2年度に自ら出した方針で、「業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める」というものを作成している。

- 2 令和6年3月4日第1回2月定例会・予算特別委員会（抜粋）

【服務・健康管理担当課長の、休憩時間の実態に対するき弁】

市議「在校時間にカウントされないことになっている教員の休み時間は1か月当たりどうなっているのでしょうか。」

服務・健康管理担当課長「教員の正規の勤務時間における休憩時間は1日45分と定められております。この間は基本的に業務を行わないこととなっており、教員が適切に休憩時間を確保できるよう、これまでも管理職研修等で指導してきているところであり、引き続き指導を行ってまいりたいと思います。」

※ 私が教員になってから10年以上経つが、勤務してきた中学校で休憩時間が取れるように運営されている学校は存在しない。ちなみに、現在の勤務校では、部活動の時間に休憩時間が割り

要 旨	<p> 当てられており、部活動の顧問は校長により強要されている。教育委員会は、労働基準法に違反している事実を黙認しているのが現状である。 </p> <p> 3 その他 </p> <p> 【個別の案件】 </p> <p> これについては、学校教育部によるき弁「校長の行為により教員が精神的苦痛を伴っても、いじめと判断しませんし、ハラスメントに該当しません。」「安心・安全な労働環境づくりに努めます。ただし、その基準は設けていません。」「休憩時間は、生徒が学校に居ても他の教員にお願いして、自由に休憩してくれて構いません。」といった事例が複数存在するが、個別案件になるので省略する。ただこれは、教育委員会の労働環境相談窓口の担当者の言葉であるが、学校教育部としての組織的な判断である。 </p> <p> 平和とは、そこにある風景の状態を表すだけでなく、私たち一人一人が他者の尊厳を大切にしようという実践的な行動である。そして学校は、こどもが平和を学ぶ場である。教育委員会は、学校の教育活動を支援する組織になり得るだろうか。現実存在する暴力性と向き合い、教育委員会を含めた教育現場が文化的平和な場になることを期待する。 </p> <p> また、広島市議会には、正常な民主主義がヒロシマで大切なものとして定着するよう、き然としてき弁や欺まんを許さない態度を示していただきたい。広島市が文化的平和な実践にあふれるまちになり、ヒロシマから世界中に、真に平和を発信できる日が来ることを、心から願っている。 </p>
-----	---